

広島県告示第四百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の三十六第一項及び同法第百十五条の四十二第一項の規定によって、指定調査機関及び指定情報公表センターとして次の者の指定の有効期間を更新した。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定調査機関及び指定情報公表センターの名称及び住所並びに調査事務及び情報公表事務を行う事務所の所在地

1 名称

一般社団法人広島県シルバーサービス振興会

2 住所

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

3 調査事務及び情報公表事務を行う事務所の所在地

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

二 指定更新年月日

令和八年四月一日

三 指定更新の有効期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで